

報 告 第 1 9 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月9日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 7 号

損害賠償の額の決定について

公園施設の管理瑕疵による事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和2年5月21日

新居浜市長 石川 勝 行

1 損害賠償の額 2万1,840円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

令和2年4月4日午前10時頃、上部河川敷（角野新田町二丁目3199番3地先）において、管理通路を南進中の軽自動車は、路面から露出した石に接触し、車両を損傷した。